

「定額給付金支給」や「高速道路休日 1000 円均一」など、ようやく景気対策が実施されました。消費行動も「ムード」がかなり影響されます。良い影響が出てくるといいな、と思います。

労務協会からのお知らせ

**健康保険料（介護保険料）が 3 月分（4 月支給分給与）から変更されます**

**今回は介護保険料の変更のみです**

労務協会から 3 月中旬に 4 月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしますので、ご確認ください。雇用保険料は変更ありません。「総支給額」に 6/1000（建設業は 7/1000）をかけた額を控除してください。なお、平成 21 年 3 月～8 月支給の賞与については、以下の料率で控除してください。

協会けんぽ健康保険（介護なし）	41 / 1000
協会けんぽ健康保険（介護あり）	46.95 / 1000
厚生年金保険	76.75 / 1000
雇用保険（一般）	6 / 1000
雇用保険（建設業）	7 / 1000

※健保組合・厚生年金基金加入の会員様は、独自料率となります。また雇用保険率は改正の可能性があります。

**誕生月に「ねんきん定期便」が送られてきます**

平成 21 年度より、年金の現役加入者に、誕生月に「ねんきん定期便」が送られてきます。内容は、①これまでの年金加入期間・加入履歴 ②年金額見込 ③国民年金の納付状況 ④厚生年金保険の標準報酬月額等です。次の方はご注意ください。

(1) オレンジ色の封筒で「ねんきん定期便」が送られた方…年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性の高い方です。上記①～④をよく確認し、同封の「年金加入記録回答票」で記録訂正の回答をしてください。青い「回答票」が送られてきた方は、必ず返信してください。

(2) 誕生月になっても「ねんきん定期便」が届かない方…住所変更の届出がされていない可能性があります。労務協会に住所変更の連絡をお願いします。

「ねんきん定期便」に関する社会保険庁の HP

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/teikibin/index.html>

「ねんきん定期便専用ダイヤル」…0570-058-555

**雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に係る休業等実施計画届受理状況が公開されています**

『労務協会からのお知らせ』（平成 21 年 1・2 月合併号）で取り上げた「中小企業緊急雇用安定助成金」等の休業等実施計画届の受理状況（平成 21 年 1 月分）が、厚生労働省の HP で公開されています。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/02/dl/h0227-6d.pdf>

静岡県は、愛知県（1,991 件）に次いで全国 2 番目の 897 件。東海地方が局地的に経済状況が悪化していることがうかがえます。経済変動に伴う生産調整等による休業（従業員の自宅待機）や人員整理について、ご相談がありましたら労務協会までご連絡下さい。

（編集後記）前回の『労務協会からのお知らせ』から、インターネットによる公開だけでなく、ファックスによる配信を始めました（社会保険事務委託の会員様を自動的に登録）。これからも皆様に役立つ「旬」の人事労務情報を提供していきますので、ご期待下さい。ご要望等ありましたら、ご遠慮なくご連絡ください。これからもよろしく申し上げます。（一ノ宮 俊人）